

トピックス

◆～最低賃金～東京・大阪で据え置き

最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援

◆今月の労務スケジュール



社会保険労務士事務所
リーガルネットワークス

〒160-0022
東京都新宿区新宿1-34
-13第一貝塚ビル302号

TEL:03-6709-8919

<http://www.kintaikan-rikenkyujo.jp>



社会保険労務士事務所リーガルネットワークスが毎月発信するニュースレターです。

■～最低賃金～コロナ影響で東京・大阪据え置き■

最低賃金制度とは、最低賃金法により企業が従業員に支払わなければならない最低限の賃金で、パートやアルバイトといった雇用形態にかかわらず、原則として企業で働く全ての労働者に適用されます。

令和2年10月からの最低賃金が改定されましたので、今回はこの制度についてお伝えしていきます。

厚生労働省の「中央最低賃金審議会」は2020年度の都道府県最低賃金額を公表し、全国平均の時給は現

行より1円増の902円となりました。10月から順次適用される予定です。

全国加重平均額は902円

地域別最低賃金(都道府県別)の全国加重平均額は、現行額から1円上昇の902円となりました。最高は3円の引き上げで、青森、岩手、山形、徳島、愛媛、宮崎、熊本、鹿児島、長崎の9県でした。千葉や埼玉など14県が2円、神奈川や福岡など17県が1円引き上げます。東京・大阪他7都道府県は据え置きとなりました。

新型コロナウイルスの感染拡大が経済に大きな影響

引き上げ後の最高額は東京の1,013円、次いで神奈川の1,012円、大阪の964円となりました。1,000円を超えるのは昨年同様、東京と神奈川のみで最低額は秋田県、鳥取県などの7県で792円となりました。今回引き上げを行った、東北、北陸、四国、九州は最低賃金の地域格差を縮めるため、東京が据え置いたことで最高額と最低額の差は221円となり、現行より2円縮まったこととなります。参照:「令和2年度地域別最低賃金改定状況」(厚生労働省 HP)

■最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援■

業務改善助成金

業務改善助成金は、中小企業・小規模事業者の設備投資等で生産性向上を支援し、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた企業に対し、かかった費用の一部を助成する制度のことです。

支給の要件

1 賃金引上計画を策定する事業場内最低賃金を一定額以上引き上げる(就業規則等に規定)

2 引上げ後の賃金額を支払う

3 生産性向上に資する機器・設備などを導入することにより業務改善を行い、

その費用を支払う

(1) 単なる経費削減のための経費、(2) 職場環境を改善するための経費、(3) 通常の事業活動に伴う経費は除きます。)

4 解雇、賃金引下げ等の不交付事由がないこと

生産性向上に資する設備・機器の導入例

・POSレジシステム導入による在庫管理の短縮

・顧客・在庫・帳票管理システムの導入による業務の効率化

・専門家による業務フロー見直しによる顧客回転率の向上 など

※令和2年度の申請締切は、令和3年1月29日です。

助成額の詳細につきましては、以下厚生労働省ホームページにて紹介しています。

ご興味のある方は、弊社スタッフまでお気軽にお訪ねください。

参照:「業務改善助成金:中小企業・小規模事業者の生産性向上のための取組を支援」(厚生労働省 HP)

10月の労務スケジュール

～10/31 9月分社会保険料納付

～10/10 9月分源泉徴収税額・